

## 平成29年度（2017年度）に係る定期監査の結果に対する措置状況

### 第1 監査結果の報告

平成29年度（2017年度）に係る定期監査の結果については、平成30年（2018年）5月11日、7月13日及び9月4日に議会、知事及び関係のある委員会等に報告（北海道公報第2982号、3000号及び第3015号で公表）した。

### 第2 監査の結果に基づき講じた措置

#### 【一般会計及び特別会計】

#### 1 不適切な会計処理等を行っているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
《指摘事項》	
<p>(1) 物品の借入れ契約を行う場合には、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成28年度（2016年度）において、これを行わずに契約しているものが、3件、89万456円あった。</p> <p>また、これらについては、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて翌年度に支出していた。 (環境生活部)</p>	<p>物品の借入れの契約及び支出に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(2) インターネット回線工事の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約しているものが、2件、1万368円あった。</p> <p>また、委託料、負担金等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときは、その期限までに支払わなければならないが、これらの期限を超えて支出しているものが、上記を含め、31件、502万2,712円あり、うち年度を超えて支出しているものが、4件、1万808円あった。</p> <p>なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。 (経済部)</p>	<p>工事等の契約及び支出に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底し、事務処理状況を管理するチェックリストを作成して、複数の職員による確認、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行うとともに、再発防止に努めます。</p>
<p>(3) 少額工事の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、私費により支払っているものが、1件、26万6,760円あった。 (札幌啓成高等学校)</p>	<p>少額工事の契約を行う場合に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

## 2 収入確保の観点から是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<p>《指摘事項》収入未済額が1億円以上となっているもの【道税収入】</p>	
<p>道税収入においては、道税確保特別対策本部を設置して、収入確保に取り組んでおり、特に、個人道民税については、道と市町村による共同催告や共同徴収などを実施し、自動車税については、預貯金の差押えなどを強化するほか、コンビニ納税、インターネットを利用したクレジットカード納税の推進に努めることなどにより、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている。</p> <p>道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（総務部）</p>	<p>道税収入については、特に収入未済額が多額となっている個人道民税と自動車税について、重点的に徴収強化を図るなどして、道税収入の確保に努めます。</p> <p>具体的には、個人道民税については、各総合振興局等において、全ての市町村と個別に徴収対策に関する意見交換を実施し、道と市町村が連名で行う共同催告や道が滞納事案を引き受けて直接滞納処分を行う直接徴収や徴収嘱託など、市町村の実態に即した効果的な取組を行います。</p> <p>また、平成29年（2017年）10月に「北海道と道内全市町村による個人住民税の特別徴収推進宣言」を新たに採択しており、引き続き特別徴収の更なる推進に向けた取組を行います。</p> <p>自動車税については、納税催告を効率的に行うほか、預貯金や給与の差押えを徹底するとともに、高額・悪質な滞納者に対する滞納処分を一層強化するなど、厳正な姿勢で滞納整理に取り組めます。</p> <p>また、新たな収入未済額の発生防止については、引き続き、道税広報の充実を図るほか、インターネットを利用したクレジットカード納税や平成30年度（2018年度）から自動車税以外の税目についても拡大したコンビニ納税について、広く周知を図り、納期内納税の推進や新たな収入未済額の発生防止に努めます。</p>
<p>《指摘事項》収入未済額が1億円以上となっているもの【税外諸収入】</p>	
<p>(1) 母子福祉資金貸付金収入等</p> <p>母子・寡婦・遺児等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。（保健福祉部）</p>	<p>母子寡婦福祉資金貸付金等については、貸付時に面談を実施し、償還の意識付けを図ります。</p> <p>滞納者に対しては、電話や文書、戸別訪問による催告に引き続き取り組むこととし、さらに、集中的に償還促進を図ることを目的とした償還促進特別対策事業を実施するほか、連帯保証人に対する履行の請求、口座振替払いの励行を行います。</p> <p>また、長期にわたる滞納者等については、民間の債権回収会社への委託を行うなど、未収金の効果的、効率的な回収の取組を進め、収入未済額の縮減に努めます。</p> <p>児童保護措置費徴収金に係る収入未済</p>

	<p>については、社会福祉課と児童相談室と連携をしながら滞納世帯の生活状況の把握に努め、引き続き電話や文書による催告活動を徹底します。</p> <p>児童扶養手当返還金に係る収入未済については、社会福祉課において町村との連絡を密にし、債権発生の未然防止を図るとともに、債権が発生した場合は情報を迅速に子ども子育て支援課に伝え、早期対応に努めます。</p> <p>また、電話や文書による催告を徹底し、収入未済額の縮減に努めます。</p>
<p><b>(2) 中小企業高度化資金貸付金収入等</b>          中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。          (経済部)</p>	<p>中小企業高度化資金貸付金等に係る収入未済額については、収入の確保の取組に加え、平成21年度(2009年度)から債権管理回収業務を債権回収会社に委託し、収入未済額の解消に努めているところです。</p> <p>今後とも委託先債権回収会社や関係団体などとの連携を密にして、なお一層の収入の確保に努めるとともに、北海道債権管理条例の適正な運用により、収入未済額の解消を図ります。</p>
<p><b>(3) 林業・木材産業改善資金貸付金収入等</b>          林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。          (水産林務部)</p>	<p>林業・木材産業改善資金の収入未済額については、平成20年(2008年)4月に策定した「林業・木材産業改善資金債権保全等に係る事務取扱要領」により、滞納者の状況を滞納の実態に応じて7区分に類型化し、区分毎の対応方針を決定して、集中的な直接訪問による催告や文書催告等を行うとともに、貸付審査基準の強化により、新たな収入未済額の発生の抑制を図る等の取組を行っているところです。</p> <p>また、平成25年度(2013年度)から回収業務の一部を債権回収会社に委託しており、なお一層の収入未済額の解消に努めます。</p> <p>特用林産物振興資金貸付金の収入未済額については、引き続き面談や文書、電話による催告を行うなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。</p>
<p><b>(4) 道営住宅使用料収入等</b>          道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催などの徴収対策に努めたことから、収入未済額が減少しているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じ</p>	<p>道営住宅使用料等の収入未済額については、これまでの取組を継続的に行い、収納強化、収入未済額の縮減を図ります。</p> <p>また、口座振替の利用や生活保護受給者に対する代理納付を促進し、新たな収入未済額の発生防止に努めます。</p> <p>堤塘使用料の収入未済額については、</p>

<p>た適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (建設部)</p>	<p>各建設管理部に対して、テレビ会議により滞納整理事務に係る研修を実施し、職員個々の滞納整理事務に対する知識の向上を図ったほか、毎月提出される滞納整理状況の内容を確認し、指導、助言を行っています。</p> <p>また、各建設管理部から「高額滞納者への滞納計画」と「少額滞納者の調査票」の提出を受け、滞納者ごとの対応方針や処理計画について、指導、助言を行っています。</p> <p>土地区画整理事業資金貸付金の収入未済額については、引き続き債務者や連帯保証人に対する催告や資産調査を継続しつつ、組合経営の健全化により貸付金返済財源が確保されるよう、認可庁の関与を強く求めることに重点を置き、収入未済額の解消に努めます。</p>
<p>(5) 放置違反金収入 放置違反金については、電話、文書、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、インターネット公売を実施するなどの徴収対策の強化により、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっていることから、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (警察本部)</p>	<p>放置違反金収入については、住民基本台帳ネットワークサービスを活用するなど滞納者情報の早期把握に努めているところですが、従前からの取組である財産調査の徹底と預貯金や給与などの差押えを強化するほか、インターネット公売を活用した効率的な滞納者差押財産（動産等）の換価処分の実施や分納による自主納付促進など、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、引き続き収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p>
<p>《指導事項》収入未済額が1,000万円以上となっているもの【税外諸収入】</p>	
<p>(1) 農業改良資金貸付金収入 農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、滞納整理に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。 (農政部)</p>	<p>農業改良資金貸付金収入の収入未済額については、借受者や連帯保証人に対し、訪問や文書等による催告や現状のヒアリングのほか、不動産等の資力調査などを実施するとともに、引き続き、収入未済額の解消に向け関係機関と連携を取りながら、借受者の現状を踏まえた文書や訪問等による効果的な催促などにより、収入の確保に努めます。</p>
<p>(2) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等 公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針を策定し、未納者及び保証人への催告などにより収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。 (教育庁)</p>	<p>公立高等学校奨学資金貸付金収入並びに公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金については、滞納者から経済状況や今後の償還見通しについて文書で報告を受けたり、所在不明者の戸籍照会及び長期滞納者の保証人への催告強化などに加え、短期滞納者には、督促状の指定期限までに納付しない場合、速やかに催告を行い滞納の長期化の防止</p>

	<p>に取り組んでいるところであり、引き続き収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p> <p>また、高等学校授業料収入については、未納者に係る債権管理について、教育局が授業料等債権管理票を基に電話や文書による催告を実施するほか、滞納者への家庭訪問を行い、面談により現状を正確に把握することで、個々の滞納者の実情に応じた「授業料滞納確認書・納付計画書」の提出を求めるなどの取組を行っており、引き続き収入の確保に努めます。</p>
--	---

### 3 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<b>(1) 支出に係る事項</b>	
《指摘事項》	
<p>外国旅行時に使用する携帯電話のデータの取得については、携帯電話と同時にレンタルしたWi-Fiルーターを経由して行うこととしていたが、これによることなくデータを取得したことから、不必要なデータ通信料が発生し、不経済な支出となっているものが、1件、22万9,891円あった。 (経済部)</p>	<p>外国旅行時の携帯電話の使用に当たっては、不経済な支出が発生しないよう、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。</p>
《指導事項》	
<p><b>ア</b> 自動車保険料の支出において、車両の自動車検査証の有効期間満了後、有効な自動車検査証の交付を受けず使用していないときは、有効期間満了後の自動車保険料の支払いは不要となるが、保険者に対し、自動車検査証の有効期間満了後相当期間経過した日を使用しないこととした日として報告したことから、当該経過した期間に係る自動車保険料を支払うこととなり、不経済な支出となっているものが、17台分、2万1,000円あった。 (総務部)</p>	<p>自動車保険料の支出に当たっては、不経済な支出が発生しないよう、「公用車自動車交通事故任意保険運用マニュアル」を改正し、自動車に異動があった場合の事務処理について、全庁に周知徹底を図りました。</p>
<p><b>イ</b> 公衆トイレの床暖房に係る電気料金の支出において、床暖房を使用していないにもかかわらず、基本料金を支払っていたため、平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までの期間において、不経済な支出となっているものが、1件、3万8,811円あった。 (後志総合振興局)</p>	<p>電気料金の支出に当たっては、不経済な支出が発生しないよう、他の各施設の使用実態把握を行い、状況に応じて適宜供給の一時休止等、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、当該電気の供給契約については解約しました。</p>
<b>(2) 財産に係る事項</b>	
《指導事項》	

庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却などに取り組んでいるが、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。

- ・平成29年度（2017年度）処分面積  
115,095㎡
- ・平成30年（2018年）3月末未利用地面積  
2,883,574㎡  
（総務部）

未利用地のうち、利用見込みのない土地については、これまで民間有識者等からの意見を踏まえ、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却促進などを行ってきたところです。

今後も引き続き、効果的な売却推進策を執り進めるとともに、より購買者ニーズに即した情報提供に努め、成約率の向上を図るなど、遊休資産の処分促進に努めます。

#### 4 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
(1) 収入に係る事項	
《指摘事項》	
<p>ア 歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係書類により、納入すべき金額に誤りがないかを調査し、調定しなければならないが、個人道民税の調定において、自治体から提出された報告書の内容に誤りがあるにもかかわらず、これに基づき調定を行ったことから、調定額が過少となっているものが、平成29年度（2017年度）において、2件、14万8,042円あり、調定額が過大となっているものが、平成28年度（2016年度）において、1件、8,888円あった。 （檜山振興局）</p>	<p>個人道民税の調定に当たっては、課税資料のチェックを徹底するとともに、突合表及びチェックマニュアルを整備し、適正な事務処理に努めます。 なお、過少及び過大となった個人道民税については、調定の処理を行いました。</p>
<p>イ 個人の行う事業に対し事業税を課する場合において、当該個人が年の中途において事業を廃止したときは、当該事業の廃止後、納期限を分割することなく直ちに事業税を課さなければならないが、2回に分割しているものが、2件、18万1,400円あった。 また、個人の事業の所得を計算する場合において、直接事業の用に供する資産を譲渡したために生じた損失の金額については、事業税の申告書を提出しているときに限り、控除することができることとされているが、上記のうち1件について、申告書の提出がないにもかかわらず、これを控除し所得を決定したことから、事業税が1万5,200円過少となっていた。 （檜山振興局）</p>	<p>個人の行う事業に対する事業税の課税に当たっては、課税所得の算定及び入力内容のチェック体制を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過少となった事業税については、納税通知に基づき納付を受けました。</p>
<p>ウ 個人の行う事業に対し事業税を課する場合において、当該個人が年の中途において事業を廃止したときは、当該事業の廃止後、納期限を分割することなく直ちに事業税を課さなければならないが、2回に分割している部局</p>	<p>年の途中で事業を廃止した個人に係る事業税の課税に当たっては、職員に關係法令等の周知徹底を図り、納期限を分割することなく直ちに課税するよう、適正な事務処理に努めます。</p>

が、計2部局あり、その合計は、11件、118万9,900円あった。

(単位：件、円)

部局名	件数	金額
釧路総合振興局	6	400,600
根室振興局	5	789,300
計	11	1,189,900

エ 不動産の取得について、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けてした取得に対しては、不動産取得税を減免することとされているが、減免額の算定を誤ったことから、不動産取得税額が過少となっているものが、1件、30万3,200円あった。

(釧路総合振興局)

不動産取得税の減免に当たっては、減免額算定のチェック体制を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、過少となった不動産取得税については、納税義務者に事情を説明の上、課税し、収納しました。

オ 保育所運営費等道費負担金において、負担金の額の確定により支払い済みの負担金を返還させる場合は、返還すべき期限を、額の確定の通知をした日から20日以内とすることとされ、事業者が地方公共団体である場合で、その返還金につき予算措置を必要とする場合に限り、当該期限を90日以内において定めることができることとされているが、負担金を返還させるに当たって、返還期限を20日以内として調定の上、納入通知書を送付した後、当該事業者から、返還金について予算措置が必要である旨の連絡があったにもかかわらず、当初の納入期限の見直しなどについて検討せず、相当期間経過した後、新たに調定を行うなど、事務処理が遅延しているものが、1件、8万1,605円あった。

(根室振興局)

保育所運営費等道費負担金の額の確定による支払済みの負担金の返還に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めるとともに、負担金返還時のスケジュール管理の徹底を図り、再発防止に努めます。

カ 行政財産の貸付けによる自動販売機の設置に係る電気料については、毎月、専用メーターにより使用量を計測し、その都度調定のう え、納入通知書により納付させなければならないが、平成28年度(2016年度)及び平成29年度(2017年度)において、調定を行わず、電気料の納付をさせていないものが、19箇月分、5万8,550円あった。

また、調定及び納入通知書の発行が遅延しているものが、平成27年(2015年)4月分から平成28年(2016年)3月分までにおいて12箇月分、4万701円あった。

(江差高等看護学院)

自動販売機の設置に係る電気料金の徴収に当たっては、毎月の専用メーターの使用量を確認後、速やかに調定を行い、納入義務者の納入が遅延することのないよう適正な事務処理に努めます。

なお、未調定分については、調定し、納入通知書発送の処理を行いました。

キ 高等看護学院の授業料の免除について、申請時に前年分の証明書類により決定した場合には、申請した当該年の証明書類が取得可能となった時期に改めてその証明書類を提出させ、免除の可否を確認する必要があるが、この確認を行わず、免除要件に該当しない者の授業料を免除しているものが、3名分、52万800円あった。

(江差高等看護学院)

高等看護学院の授業料の免除に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

今後、再発防止対策として、申請した当該年の証明書類が取得可能となった時期における免除の可否の確認を徹底し、必要に応じて保護者への催告等の処理を行うとともに、家族懇談会等様々な機会

	<p>を通じて学生及び家族への周知徹底を図り、再発防止に努めます。</p> <p>なお、授業料免除に伴う未徴収分については、電話で保護者へ説明を行い、徴収の処理を行いました。</p>
<p>ク 建設業許可申請手数料については、北海道収入証紙で納めなければならないが、収入証紙がちょう付されていない申請書を受理しているものが、1件、5万円あった。</p> <p>(留萌振興局)</p>	<p>建設業許可申請書の受理に当たっては、収入証紙のちょう付の有無及び手数料の金額を十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p>	
<p>ア 個人の行う歯科医業に対して事業税を課する場合においては、調査によって課税所得を決定しなければならないが、この算定を誤ったことにより、事業税の額が過大となっているものが、1件、6,200円あった。</p> <p>(檜山振興局)</p>	<p>個人の行う事業に対する事業税の課税に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、入力内容のチェック体制を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過大となった事業税については、納税義務者へ還付しました。</p>
<p>イ 遺児福祉修学資金貸付金の償還について、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入について、法令等に違反していないかなどを調査し、調定書により調定をしなければならないが、これを行っていないかった。</p> <p>(オホーツク総合振興局)</p>	<p>遺児福祉修学資金貸付金の償還に係る調定に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、調定漏れのないよう関係職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ 調定については、納入通知書の発行から納期までが、著しく短期間にならないよう適期に行い、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、建物貸付収入において、適期に調定を行わず、納入通知の2日後などを納入期限としているものがあった。</p> <p>(オホーツク教育局)</p>	<p>建物貸付収入の調定に当たっては、納入通知書の発行から納期までが著しく短期間にならないよう、適期に行うなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>エ 収入取扱員は、納入義務者から現金の納付を受けたときは、現金領収証書に必要事項を記載し、これを納入義務者に交付することとされているが、金額及び領収年月日を記載していない現金領収証書を交付しているものがあった。</p> <p>(農政部)</p>	<p>現金領収証書の交付に当たっては、関係法令等を遵守し、必要事項の記載について十分に確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>オ 収納事務の日常検査において、検査を受けようとする収入取扱員は、検査員を兼ねることができないこととされているが、収入取扱員自らが、検査を行っているものがあった。</p> <p>(釧路総合振興局)</p>	<p>収入取扱員の日常検査に当たっては、関係法令等を遵守するよう周知徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>カ 漁業研修受講料を減免するときは、受講生と生計を一にする者全てについて市町村民税が非課税とされている世帯に属することを確認する必要があるが、これを行わず、減免対象とならない者の研修受講料を減免しているものが、1件、4万4,955円あった。</p>	<p>漁業研修受講料の減免に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、受講料の免除取消に伴う未徴収分については、徴収の処理を行いました。</p>



## (2) 支出に係る事項

## ア 報酬、職員手当等、賃金

## 《指摘事項》

(7) 通勤手当の支給において、支給すべき月を誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、3万8,180円あった。  
また、寒冷地手当の支給において、世帯区分の変更に伴う手当の額を誤って認定したことから、過払いとなっているものが、1名分、3万540円あった。  
さらに、特殊勤務手当の支給において、給与管理システムへの入力を誤ったことから、過払いとなっているものが、1名分、6,760円あった。  
(総務部)

通勤手当の支給に当たっては、認定内容を十分確認し、適正な事務処理に努めます。

また、教育部局からの出向戻りの職員に対しては、異動書類として送付される個人票や通勤手当認定簿(写し)を通勤手当審査時に添付し、異動前の通勤方法を確認した上で、認定を行うこととしました。

なお、未支給分については、追給の処理を行いました。

寒冷地手当の支給に当たっては、職員からの寒冷地手当の届出内容を十分確認し、適正な事務処理に努めます。

また、事実発生日が前年度の場合は、必ず本人に確認を行ってから認定事務を行うこととしました。

なお、過払分については、返納の処理を行いました。

特殊勤務手当の支給に当たっては、給与管理システムへの正確な入力及び複数によるチェックを確実にし、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処理を行いました。

(4) 管理職員特別勤務手当の支給について、管理職員が週休日に業務に従事したときは、管理職員特別勤務手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、1名分、1万4,000円あった。  
また、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、13名分、5万6,250円あった。  
(十勝総合振興局)

管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、複数の職員によるチェック体制により特別勤務手当実績簿及びその根拠となる資料について確認を行うなど、適正な事務処理に努めます。

なお、未支給分については、追給の処理を行いました。

## 《指導事項》

(7) 非常勤の委員等に対する報酬については、職務に従事したときの翌月10日までに支給することとされているが、支給が遅延しているものが、11名分、11万円あった。(経済部)

委員等に対する報酬の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(4) 児童手当については、毎年2月、6月及び10月の3期に、それぞれの前月までの分を支

児童手当の支給に当たっては、複数の職員による支出内訳書等のチェックを徹

給することとされているが、これが遅延しているものが、2名分、5万円あった。  
(総務部)

底し、適正な事務処理に努めます。

- (ウ) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっている部局が、計2部局あり、その合計は、2名分、1万8,000円あった。

管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。  
なお、未支給分については、追給の処理を行いました。

(単位：名、円)

部 局 名	人 数	金 額
北方領土対策根室地域本部	1	12,000
後志総合振興局	1	6,000
計	2	18,000

- (イ) 農林漁業普及指導手当については、普及指導員が、月の初日から末日までの間において、普及事務に、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上従事した場合に支給することとされているが、この要件を満たしていないにもかかわらず手当を支給したため、過払いとなっている部局が、計2部局あり、その合計は、2名分、8万444円あった。

農林漁業普及指導手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。  
なお、過払分については、返納の処理を行いました。

(単位：名、円)

部 局 名	人 数	金 額
空知総合振興局	1	46,216
上川総合振興局	1	34,228
計	2	80,444

- (オ) 特殊勤務手当の支給において、税務手当の額は、一の月において道税事務に従事した日の合計が、8日以上で、当該月の週休日及び休日等以外の日の合計の2分の1以下の場合にあっては、手当の月額に100分の60を乗じて得た額としなければならないが、これを適用することなく、月額分を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、6,760円あった。  
(日高振興局)

税務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、複数の職員でチェックを行う体制にするなど、適正な事務処理に努めます。  
なお、過払分については、返納の処理を行いました。

- (カ) 特殊勤務手当の支給において、社会福祉業務手当の額は、一の月において福祉に関する業務に従事した日の合計が、1日以上8日未満である場合にあっては、手当の月額に100分の30を乗じて得た額としなければならないが、従事日数が8日未満であるにもかかわらず、月額分を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、6,790円あった。  
(オホーツク総合振興局)

社会福祉業務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、支給要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。  
なお、過払分については、返納の処理を行いました。

- (キ) 特殊勤務手当の支給において、給与管理システムへの入力を誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、9,600円あった。  
(釧路警察署)

特殊勤務手当の支給に当たっては、勤務実績の内容と支給額の確認を確実にを行い、適正な事務処理に努めます。  
なお、未支給分については、追給の処

	理を行いました。
(ク) 宿日直手当については、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員がこの勤務に従事したときに支給することとなるが、この勤務に従事していない職員に対し手当を支給したことから、過払いとなっているものが1名分、1万4,400円、この勤務に従事したにもかかわらず、未支給となっているものが1名分、1万4,400円あった。 (留萌警察署)	宿日直手当の支給に当たっては、勤務実績の内容と支給額の確認を確実にを行い、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分及び未支給分については、返納及び追給の処理を行いました。
(ケ) 賃金の支給において、賃金等管理サブシステムへの出勤日数等の入力を誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、7,692円あった。 (渡島総合振興局)	賃金の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分については、追給の処理を行いました。
(コ) 賃金の支給について、臨時職員が2箇月連続して勤務し全労働日の8割以上を勤務した場合は、有給休暇を3日間付与できることとされているが、これを欠勤として処理したことなどから、未支給となっているものが、1名分、2万1,547円あった。 (宗谷総合振興局)	賃金の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分については、追給の処理を行いました。
(ク) 賃金の支給において、扶養手当の支給額の認定を誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、1万9,696円あった。 (オホーツク教育局)	賃金の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分については、追給の処理を行いました。
<b>イ 負担金、補助及び交付金</b>	
《指導事項》	
(7) 北海道医療給付事業補助金については、市町村が重度心身障がい者等の医療に要する経費に対し助成した場合に補助を行うこととされ、市町村が助成を行う受給者の認定は、1月から7月分にあつては前々年の世帯の所得の額、8月から12月分までにあつては前年の世帯の所得の額により判定することとされているが、判定する所得の年分を誤った実績報告書により額の確定を行ったことから、補助金額が過大となっているものが、1件、2万2,000円あった。 (後志総合振興局)	北海道医療給付事業補助金事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 また、再発防止のため、平成30年度(2018年度)北海道医療給付事業事務指導検査において、所得判定を実施する管内16市町村に対し適正な運用について指導を行いました。 さらに、北海道医療給付事業の制度改正があったことに伴い、平成30年(2018年)から管内16市町村のうち、15市町村が受給者証の更新時期を8月に改正し(残り1町も令和元年(2019年)から8月に改める予定)、受給者証更新時期と所得判定時期にずれが生じなくなったところとす。 なお、過大交付分については、平成30年度(2018年度)同補助金と相殺しました。
(4) 補助金の執行において、補助事業者から提出された実績報告書の補助対象経費に誤りが	補助金の額の確定を行うに当たっては、補助事業者から提出のあった関係書

<p>あったが、当該実績報告書により、補助金の額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、1件、5,508円あった。 (檜山振興局)</p>	<p>類を精査するなど、適正な事務処理に努めます。 なお、過交付分については、補助事業者から返還を受けました。</p>
<p>(ウ) 政務活動費の収支報告書等の提出があったときは、収支報告書や領収書その他の支出の事実を証する書類の写しの確認を行うとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費等の領収書等の写しの内容を十分に確認することなく、支出した経費の内容の記載がない領収書の写しを有効なものとして受理しているものなどがあった。 (議会事務局)</p>	<p>政務活動費の収支報告書等については、政務活動費の執行に係る留意事項に従って記載等がされているかを複数職員で確認するなど、領収書の写しなどの提出書類に記載漏れ等の不備がなくなるよう適正な事務処理に努めます。 また、領収書の写しについては、提出依頼の都度、提出に当たっての注意事項を会派及び議員に周知していきます。</p>
<p>(エ) 補助金の交付決定に当たっては、必要な交付条件を付すこととされているが、補助指令書に重要な交付条件を記載していないものがあった。 (農政部、檜山振興局)</p>	<p>補助金の交付決定に当たっては、関係法令等に基づき、補助指令書に重要な交付条件を記載するなど適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ その他</p>	
<p>《指摘事項》</p>	
<p>(ア) 旅費の支給については、当該旅行を行った年度の予算で支出しなければならないが、翌年度予算で支出しているものが、1件、7万5,640円あった。 (経済部)</p>	<p>旅費の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 旅費の支給において、赴任に伴う扶養親族が移転しない場合にあつては、移転料は定額の2分の1、扶養親族移転料は支給しないこととなるが、扶養親族ではない者を扶養親族として旅費を算定したことから、過払いとなっているものが、1名分、9万3,466円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>旅費の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、監査後に当該職員から「収入状況申立書」の提出を受け、赴任時においては扶養親族に該当する状態であったことを確認しました。</p>
<p>(ウ) 役務費の支出において、表彰状の筆耕を発注したが、受賞年月日を誤って業者に通知したため、新たな表彰状を作成したことから、不経済な支出となっているものが、1件、5万9,500円あった。 (石狩振興局)</p>	<p>役務費の支出に当たっては、原稿の内容を十分確認するなど、不経済な支出とならないよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 印刷製本費の支出において、パンフレットの作成を発注したが、内容に誤りがあったため、新たにパンフレットを作成したことから、不経済な支出となっているものが、1件、10万2,060円あった。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>パンフレットの作成等に当たっては、企画・構成等の各段階において内容や文章に係るチェックを複数人により実施するとともに、必要に応じて記載する内容の事実確認を十分に行うなど、不経済な支出とならないよう適正な事務処理に努めます。 また、管理監督者が課内職員に対して当該事例を再周知するほか、適正な事務処理方法について研修を実施するなど、再発防止に努めます。</p>

<p>(オ) 生活保護費の支給において、受領権限のない者に支払っているものが、55件、134万949円あった。 (檜山振興局)</p>	<p>受領代理人に対する生活保護費の支給に当たっては、委任状により当該受領代理人が正当な債権者であることを十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 物品の購入において、受領権限のない者に物品購入代金を支払っているものが、1件、11万1,188円あった。 (室蘭警察署)</p>	<p>受領代理人に対する物品購入代金の支払に当たっては、委任状により当該受領代理人が正当な債権者であることを十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p>	
<p>(ア) 講師謝金に係る報償費を執行するときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わず会議を開催し、事後に決定書を作成しているものが、1件、3万円あった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>講師謝金に係る報償費の執行に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、会議等に係る事務について、進捗状況を職員全員で共有化するなど、把握を強化するよう努めます。</p>
<p>(イ) 用務開始前の出張に併せた私事滞在について、旅行命令の時点で滞在の予定がある場合で、その滞在地から直ちに用務に赴く場合は、私事滞在地からの旅行に該当し、往路は在勤地から目的地までの旅費額を限度に、私事滞在地から目的地までの旅費を支給しなければならないが、在勤地からの旅費を支給したことから、過払いとなっているものが、2件、9,780円あった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>旅費の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、職員に私事滞在に係る根拠規程を配付し、再発防止の徹底を図るよう、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(ウ) 旅費の支給において、扶養親族移転料は職員が扶養親族を伴って赴任した場合に対象となるが、扶養親族でない者を扶養親族移転料の対象としたことから、過払いとなっているものが、2名分、3万5,146円あった。 (苫小牧工業高等学校)</p>	<p>旅費の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(エ) 公務使用の承認を受けた私有車両を公務に使用した場合の燃料については、実費弁償することとされているが、これを行っていないものが、4件、5,083円相当あった。 (千歳警察署)</p>	<p>公務使用の承認を受けた私有車両を公務に使用した場合の自動車用燃料の実費弁償に当たっては、使用状況を十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 保守点検委託契約において、委託料は契約書に基づき、契約の相手方から適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、1件、12万9,600円あった。 また、児童一時保護委託において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、6件、35万6,700円あった。 (上川総合振興局)</p>	<p>委託料の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、支払遅延が生じないように、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(カ) 委託料を支出しようとするときは、継続的、定期的な経費の支払いを除き、債権者から提出を受けた請求書により行わなければならないが、請求書の提出を受けることなく、支出しているものがあつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>委託料の支出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 役務費の支出において、表彰状の団体名等を誤って筆耕を発注したことから、新たな表彰状を作成することとなり、不経済な支出となっているものが、1件、1万7,080円あつた。 (総務部)</p>	<p>表彰状筆耕の発注に当たっては、発注内容を複数の職員により複数回確認するなど、不経済な支出が発生しないよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 消防用設備保守点検業務において、点検する消火器の数量の誤りが判明したため、点検に含めていなかった消火器の点検を追加で行う必要が生じたことから、不経済な支出となっているものが、1件、1万1,340円相当あつた。 (胆振総合振興局)</p>	<p>委託料の支出に当たっては、点検数量に誤りがないかなど業務内容を十分確認の上、不経済な支出が発生しないよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 役務費の執行において、ロッカーに鍵を入れたまま施錠したことから、これを解錠するための費用が生じ、1件、1万800円の支出をしているものがあつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>物品の管理及び使用に当たっては、所属職員に注意喚起を行い、再発防止に努めます。</p>
<p>(コ) 物品の修繕において、請求権限のない者に物品修繕代金を支払っているものが、1件、8,424円あつた。 (警察本部)</p>	<p>受領代理人に対する物品修繕代金の支払に当たっては、委任状により当該受領代理人が正当な債権者であることを十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 共通乗車券の管理において、取扱責任者は、乗車券綴を受領又は交付する必要があるときは、乗車券交付簿を備え、乗車券管理者の承認を得るとともに、乗車券綴の使用者から受領印を徴することとされているが、これらを行っていないものがあつた。(総合政策部)</p>	<p>共通乗車券の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 共通乗車券の管理において、取扱責任者は、乗車券綴を受領又は交付する必要があるときは、乗車券交付簿を備え、乗車券管理者の承認を得るとともに、乗車券綴の使用者から受領印を徴することとされているが、平成28年度(2016年度)及び平成29年度(2017年度)において、これらを行っていないものがあつた。 (選挙管理委員会事務局)</p>	<p>共通乗車券の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) 契約に係る事項</p>	
<p>ア 工事契約</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>(7) 工事請負契約において、契約保証金に代える担保として金融機関の保証書の提出を受けた工事の契約金額の増額や工期の延長を行う</p>	<p>契約保証金に係る事務処理に当たっては、関係法令等を遵守し、保証金額を増額した保証書や保証期間を変更した保証</p>

<p>場合は、受注者から、保証金額を増額した保証書や保証期間を変更した保証書の提出を受けてから変更契約を締結しなければならないが、これが提出される前に変更契約を締結しているものがあつた。</p> <p>〔空知総合振興局、後志総合振興局、 宗谷総合振興局〕</p>	<p>書を受領し、保証書の記載内容を十分確認した上で変更契約をするなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 工事請負契約において、契約保証金に代える担保として金融機関の保証書の提出を受けた工事の契約金額の増額や工期の延長を行う場合は、受注者から、保証金額を増額した保証書や保証期間を変更した保証書の提出を受けるなどしなければならないが、これを受領せずに変更契約を締結しているものがあつた。</p> <p>〔胆振総合振興局、日高振興局、 渡島総合振興局、オホーツク総合振興局〕</p>	
<p>(ウ) 営繕工事を概数で発注した場合は、概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更することとされているが、これを行わなかったため、契約金額が過少となっているものが、2件、1万9,961円あつた。</p> <p>(後志教育局)</p>	<p>営繕工事を概数で発注した場合の設計変更に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>イ 委託契約</b></p>	
<p>《指摘事項》</p>	
<p>(ア) 委託契約の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる経費については、消費税等相当額を除いて積算する必要があるが、消費税等相当額が含まれる旅費について、これを控除せず積算し、消費税等相当額を加算したことから、契約金額が割高となっているものが、2件、11万8,772円あつた。</p> <p>(農政部)</p>	<p>委託契約の予定価格の積算に当たっては、消費税等相当額の取扱いについて十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 清掃業務委託において、予定価格の算定を誤り最低制限価格を高く設定し、落札者とするべき者を失格としたため、契約金額が割高となっているものが、1件、21万6,000円あつた。</p> <p>(旭川肢体不自由児総合療育センター)</p>	<p>委託契約の最低制限価格の設定に当たっては、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p>	
<p>(ア) 消防用設備保守点検業務の予定価格の積算において、積算に用いた一般管理費等率などを特段の理由もなく最高値を用いて算出したことなどから、予定価格が過大となっているものが、1件、33万1,560円あつた。</p> <p>(十勝総合振興局)</p>	<p>委託業務に係る予定価格の積算に当たっては、関係法令等に基づき積算内容を十分確認し、業務の実態等に適合した一般管理費等率を用いるなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 庁舎清掃業務委託に係る一般競争入札の公告において、申請をする日の直前2営業年度分の決算において、当該契約と種類及び規模</p>	<p>一般競争入札の参加資格要件の審査に当たっては、関係法令等を遵守し、一般競争入札に参加しようとする者が必要な</p>

<p>をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であることを入札参加資格要件の一つと定めており、これらを確認する書面として事業実績がわかる契約書の写し等の提出を求めているが、申請者から提出された書面からは、この要件を確認できないものがあった。 (空知総合振興局)</p>	<p>要件を満たしているかどうかを十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 業務委託に係る一般競争入札において、あらかじめ参加資格を定める場合には、健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを要件としなければならないが、これを定めていないものがあった。 (旭川肢体不自由児総合療育センター)</p>	<p>競争入札において、あらかじめ参加資格を定めるに当たっては、関係法令等を遵守し、定めるべき資格要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 除排雪委託業務に係る一般競争入札の資格の公示において、税を滞納している者でないことを入札参加資格要件の一つとして定めているが、この要件の確認を行わず入札に参加させているものがあった。 (計量検定所)</p>	<p>競争入札の参加資格要件の審査に当たっては、資格要件の確認に必要な書類を徴するなど関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、税を滞納している者でないことや健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これを確認しないまま、資格審査を行っているものがあった。 (経済部、旭川高等技術専門学院)</p>	<p>公募型プロポーザル方式の参加資格要件の審査に当たっては、資格要件の確認に必要な書類を徴するなど関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 業務委託に係る予定価格調書の作成において、予定価格や入札書比較価格を誤って記載しているものがあった。 (総合政策部、経済部)</p>	<p>業務委託に係る予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 予定価格調書は、秘密性を保持する必要性から作成後、直ちに封筒に入れ厳封しなければならないが、封入しないまま保管しているものがあった。 (経済部)</p>	<p>予定価格調書の作成及び保管に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な保管に努めます。</p>
<p>(ク) 庁舎環境衛生管理業務委託契約に係る一般競争入札において、入札説明書に定める業務仕様書では、業務履行時に発生する汚泥等の産業廃棄物を処理させることとしていることから、入札参加資格は、産業廃棄物の収集・運搬、処分の許可を受けた者であることを要件とする必要があるが、これを定めずに公告し、入札を執行していた。 (上川総合振興局)</p>	<p>競争入札において入札参加資格要件を定めるに当たっては、関係法令等を遵守し、業務に必要な要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 庁舎環境衛生管理業務等において、業務処理要領等では業務履行時に発生する汚泥等の産業廃棄物を処理させることとしていることから、当該業務の入札参加資格は産業廃棄物の収集運搬、処分の許可を受けた者であることを要件としなければならないが、これを定めないまま入札手続きを行っていた。</p>	<p>競争入札において入札参加資格要件を定めるに当たっては、関係法令等を遵守し、業務に必要な要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 また、産業廃棄物の処理に当たっては、関係法令等を遵守し、産業廃棄物収集運搬許可事業者及び処分業許可事業者と委</p>



<p>また、産業廃棄物を処理する際は、産業廃棄物の種類、数量等の必要事項を記載した契約書により収集運搬、処分を委託しなければならないが、これを行っていなかった。 (留萌振興局、オホーツク総合振興局)</p>	<p>託契約を締結するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ロ) 庁舎等の清掃業務契約において、当該契約を締結する時点において総価額を確定することが可能であるときは、総額により契約を締結しなければならないが、総額により契約を締結することが可能であったにもかかわらず、日額により契約を締結しているものがあった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>業務委託契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ハ) 委託契約における業務の完了検査については、受託者から実績報告書等の提出があったときは、支出負担行為担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。 (保健福祉部、留萌振興局)</p>	<p>委託契約における業務の完了検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ニ) 委託契約における業務の完了検査について、受託者から実績報告書の提出があったときは、支出負担行為担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。 また、物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。 (人事委員会事務局)</p>	<p>委託契約における業務の完成検査及び物品購入契約における納品検査に当たっては、指定された検査員が検査を行うなど関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ホ) 測量業務委託契約において、設計変更の際に復元測量などの数量を誤って積算し契約変更したため、契約金額が過少となっているものが、1件、2万769円あった。(総務部)</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>ウ その他の契約</b></p>	
<p>《指摘事項》</p>	
<p>(ア) 物品購入契約等に係る見積合せの執行において、代理人の記名押印がない見積書や代表者の押印がない見積書は無効としなければならないが、これらを有効なものとしているものが2件あり、このうち、無効な見積書を提出している者と契約を締結しているものが、1件、69万1,200円あった。(水産林務部)</p>	<p>物品購入契約等に係る見積合せの執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 道の所有に属する物品の売払いに当たっては、売払代金の完納後に引き渡さなければならないが、代金の完納前に引渡しを行っているものが、1件、852万9,494円あった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>道の所有に属する物品の売払いに当たっては、関係法令等に基づき適正に行うよう、関係職員に対し財務事務研修等を通じて知識の向上を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 道の所有に属する物品の売払いに当たって</p>	<p>道の所有に属する物品の売払いに当た</p>

<p>は、原則として売払代金の完納後に、当該物品を引き渡さなければならないが、完納前に引き渡しているものが、1件、8万7,566円あった。 (函館工業高等学校)</p>	<p>っては、関係法令等を遵守するよう職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 物品購入において、物品購入決定書と異なる数量で発注し、納品させているものが、1件、5万3,900円あった。 また、当該物品の納品検査において、納品された物品の数量が物品購入決定書と異なっているにもかかわらず、契約の内容に適合する給付が完了したとして受領していた。 (湧別高等学校)</p>	<p>物品購入に当たっては、物品管理担当と物品購入契約担当との連携を密にし、正しい内容で発注を行うなど、関係法令等に基づき適正な事務処理に努めます。 また、物品納品時の検査に当たっては、納品された物品の数量と物品購入決定書の数量を確認するなど、関係法令等に基づき適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p>	
<p>(7) 物品の売払契約の一般競争入札においては、消費税等込み価格相当額で競争させることとしていることから、入札書に記載する金額は消費税等相当額を含めた額とする旨の公告をしなければならないが、消費税等相当額を含めない額を入札書に記載する旨を公告し、入札させているものがあった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>物品の売払契約における消費税及び地方消費税の取扱いに当たっては、関係法令等を遵守し、契約及び審査事務担当職員の更なる研さんと牽制を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 物品運送業務契約に係る一般競争入札の資格の公示において、税を滞納している者でないことを入札参加資格要件の一つとして定めているが、この要件の確認を行わず入札に参加させているものがあった。(石狩教育局)</p>	<p>物品運送業務契約に係る一般競争入札における入札参加資格要件の審査に当たっては、関係法令等を遵守し、資格要件を証するために必要な書類を徴するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 通学用バス借上運行単価契約に係る一般競争入札の資格の公示において、申請しようとする日現在、一般貸切旅客自動車運送事業を引き続き2年以上営んでいることを入札参加資格要件の一つと定めており、これを確認する書面として事業実績がわかる契約書の写しの提出を求めているが、申請者から提出された書面からは、この要件を確認できないものがあった。(渡島教育局)</p>	<p>通学用バス借上運行単価契約に係る一般競争入札における入札参加資格要件の審査に当たっては、関係法令等を遵守し、申請書及び必要添付書類を十分確認するよう職員に周知し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 物品の賃貸借契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格を誤って記載しているものがあった。(総務部)</p>	<p>物品の賃貸借契約に係る予定価格調書の作成に当たっては、記載誤りがないか十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 物品の賃貸借契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格を誤って記載しているものや、入札書比較価格を記載していないものがあった。(留萌教育局)</p>	<p>物品の賃貸借契約に係る予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 印刷物の製造契約に係る見積合せの執行において、代表者の押印がない見積書は無効としなければならないが、有効としているものがあった。(教育庁)</p>	<p>見積合せの執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(キ) 単価契約に係る見積合せの執行において、単価を訂正した見積書は無効としなければならないが、これを有効としているものがあつた。 (釧路警察署)</p>	<p>見積合せの執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 印刷物の製造に係る予定価格については、消費税等抜き価格で積算した全体価格の金額に100分の8に相当する額を加算して決定することとされているが、それと異なる額を予定価格としているものがあつた。 (保健福祉部)</p>	<p>予定価格の決定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 少額工事の執行において、交換の必要のない部品代を含めて積算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万1,591円あつた。 (経済部)</p>	<p>少額工事の執行に係る予定価格の積算に当たっては、関係法令等に基づき、積算内容を確認し、誤りがないよう十分精査するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(コ) 製造の請負等の契約において、本来競争入札に付すべきものを随意契約により行う場合には、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあつた。 (選挙管理委員会事務局)</p>	<p>製造の請負等に係る随意契約を行う場合に当たっては、関係法令等を遵守し、契約毎に必要な手続を確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査を行っていないものがあつた。 また、検査当日に在勤していない職員が、検査を行ったとしているものがあつた。 (農政部)</p>	<p>物品購入の納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(シ) 物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあつた。 (十勝総合振興局、札幌高等技術専門学院)</p>	<p>物品購入契約における履行確認検査に当たっては、関係法令等を遵守し、あらかじめ指定された検査員により検査を行うことを徹底するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ス) 物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあつた。 (留萌警察署)</p>	<p>物品購入契約における履行確認検査に当たっては、関係法令等を遵守し、指定された検査員により検査を行うことを徹底するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(セ) 物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、検査員を指定し、検査を行わなければならないが、これらを行っていないものがあつた。 (水産林務部)</p>	<p>物品の賃貸借契約に係る検査に当たっては、関係法令等に基づき検査員の指定及び検査を行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(リ) 少額工事の請負契約において、完成の届出があつたときは、検査員が完成検査を行わなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあつた。 (胆振総合振興局)</p>	<p>少額工事の完成検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ヲ) 物品購入等の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員</p>	<p>物品の購入等の納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処</p>

<p>が納品検査を行うこととされているが、検査当日に在勤していない職員が検査を行ったとしているものがあつた。 (胆振総合振興局、上川総合振興局)</p>	<p>理に努めます。</p>
<p>(フ) 定期刊行物の購入において、履行確認検査は、当該定期刊行物が納入された都度行うこととされているが、検査当日に在勤していない職員が検査を行ったとしているものがあつた。 (釧路総合振興局)</p>	<p>定期刊行物購入の履行確認検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 財産に係る事項</p>	
<p>ア 公有財産</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>(7) 公有財産については、公有財産台帳を備え、所在、種別、取得年月日、異動年月日等を記入した上、当該台帳に登録した建物等については、その図面を附属させておかなければならないが、これらを行っていないものがあつた。 また、公有財産の管理において、建物を新築により取得した場合は、登記手続きをしなければならないが、これを行っていないものがあつた。 (原子力環境センター)</p>	<p>公有財産台帳の調製及び公有財産の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、取得した建物については、登記手続を行いました。</p>
<p>(4) 電力使用量の計量に使用する計量器については、検定証印等の有効期間内のものとしなければならないが、行政財産の使用を許可した売店等の電力使用量の計量に当たって、有効期間を経過した計量器を使用していた。 (札幌北高等学校)</p>	<p>電力使用量の計量に使用する計量器に当たっては、有効期間の確認を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 物品</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>(7) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があつた。 (総務部、胆振総合振興局、渡島総合振興局、根室振興局、原子力環境センター)</p>	<p>公用車の保守管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な保守管理に努めます。</p>
<p>(4) 公用車の保守管理において、運行管理者は、法令等を遵守して定期点検整備を実施しなければならないが、これを実施していない公用車があつた。 (小樽水産高等学校、函館五稜郭支援学校)</p>	<p>公用車の保守管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な保守管理に努めます。</p>
<p>(7) 指定物品の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行っていないものがあつた。</p>	<p>物品の処分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 また、指定物品現在高報告書の作成に</p>

<p>また、指定物品現在高報告書の作成に当たっては、現物、備品記録票等と突合を行った上で、これを会計管理者に提出しなければならないが、当該物品が処分されているにもかかわらず、現存するものとして提出していた。 〔石狩振興局、十勝総合振興局、根室振興局、原子力環境センター〕</p>	<p>当たっては、財務会計トータルシステムに登録した指定物品の登録内容を十分確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 劇物の処分において、物品不用決定書による不用の決定を行っていなかった。 (留萌振興局)</p>	<p>劇物の処分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 郵便切手類の払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、収入印紙について、これを行っていなかった。 (留萌振興局)</p>	<p>郵便切手類の受払いの記録に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 動物管理に係る医薬品等の管理において、医薬品等取扱責任者は、すべての危険医薬品を危険医薬品総括表に記録し、危険医薬品記録簿を添付のうえ、月ごとに決裁を受けなければならないが、平成27年(2015年)6月以降これらを行っていなかった。 (根室振興局)</p>	<p>危険医薬品の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 工事(技術)に係る事項</p>	
<p>ア 設計</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>砂防工事において、掘削土量の増加に伴い、法枠工を減じる必要が生じ設計変更を行ったが、法枠工の下地となる施工済みの金網の設置部分を含めて減じたことから、設計金額が74万5,200円過少となっていた。 (十勝総合振興局)</p>	<p>工事の設計変更にあたっては、現場状況を十分確認するよう、関係職員を指導し、適正な設計に努めます。</p>
<p>イ 積算</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>河川改修工事において、築堤工の盛土の積算に当たり、ブルドーザによる施工数量が10,000m<sup>3</sup>以上から10,000m<sup>3</sup>未満に変更となる場合は、21トン級ブルドーザから15トン級ブルドーザに適用機種を変更すべきところ、21トン級ブルドーザで積算したため、施工費及び分解組立運搬費の設計金額が50万7,600円過大となっていた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の積算にあたっては、各種基準に基づき適正に処理するよう関係職員を指導し、適正な積算に努めます。</p>
<p>ウ 施工</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>(7) 道路改良工事において、植生工の施工に当</p>	<p>植生工の施工にあたっては、土木工事</p>

<p>たり、張芝については日平均気温 0℃以上までの時期に施工を完了させなければならないが、これを下回る時期に施工を行わせており、施工時期が適切でなかった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>共通仕様書及び植生設計施工要領を十分留意するよう関係職員を指導し、適切な工法の選定と適正な施工に努めます。</p>
<p>(イ) 道路改良工事において、植生工の施工に当たり、現地の土壌試験の結果により、当初予定していた有機材種子散布工から植生基材吹付工に変更したが、植生工の選定や資材の手配に時間を要し、施工適期を過ぎたにもかかわらず施工を行わせているものがあつた。 (釧路総合振興局)</p>	<p>植生工の施工に当たっては、植生設計施工要領の考え方を十分理解した上で、植生工が適期に施工できるよう考慮し発注するほか、植生工が適期に施工できない場合は、原則として、植生工を取りやめるなど適切な施工が行われるよう工事を監督、受注者を指導し、再発防止に努めます。</p>
<p><b>エ 事務処理</b></p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>(ア) 河川改修工事において、土工量等の概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工協議簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>概数発注に係る数量の確定に当たっては、設計図書等作成要領及び特記仕様書に基づき、現場代理人と数量確定に係る協議を行い、その協議結果について工事施工協議簿を作成するとともに、概数確定に伴う設計変更を行う際は、設計変更上申書の出張所決裁時に、主任監督員によって概数確定時の工事施工協議簿の有無及び記載内容について確認を行うなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 河川改修工事において、擁壁工の施工に当たり、H形鋼の打込工法を変更する場合には、設計変更の手続きを行い、契約変更後に着手しなければならないが、これより前に着手しており、事務処理が適切でなかった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の設計変更に当たっては、現場状況を的確に把握した上で、必要な時期に設計変更を行うよう関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 庁舎改築工事において、除雪費等の概数を確定するに当たり、発注者と受注者が工事打合せ記録簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。 (警察本部)</p>	<p>概数発注に係る数量の確定に当たっては、その手続について営繕工事設計図書等作成要領を十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 庁舎改築工事において、地盤の掘削により土壌を区域外に搬出するなどして、3,000㎡以上の土地の形質を変更する場合には、着手する日の30日前までに、当該土地の形質を変更する場所や着手予定日等を知事に届け出なければならないが、これを行っていなかった。 (警察本部)</p>	<p>土壌汚染に係る届出については、関係法令等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(6) その他</p>	
<p>ア 総則</p>	
<p>《指導事項》</p>	

<p>(7) 歳入金に係る現金の収納事務については、収入取扱員が行わなければならないが、収入取扱員に発令していない者が現金を取り扱っているものがあつた。 〔空知総合振興局、胆振総合振興局、留萌振興局、十勝総合振興局〕</p>	<p>現金の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守し、収入取扱員に発令していない者が現金を取り扱うことがないよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 前渡された資金に基づく現金の支払事務については、部局長等が任命する資金前渡員が行わなければならないが、職員が立て替えた庁中常用の経費について、資金前渡員に発令していない者が現金を取り扱っているものがあつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>前渡された資金に基づく現金の支払事務に当たっては、関係法令等を遵守し、資金前渡員に発令していない者が現金を取り扱うことがないよう、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>イ 計算証明等</b></p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>(7) 収入取扱員に異動があつたときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。 (農政部、空知総合振興局)</p>	<p>収入取扱員の異動による事務の引継ぎに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 資金前渡員に異動があつたときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管に係る前渡資金、帳簿及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていなかった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>資金前渡員の異動による事務の引継ぎに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 収入取扱員の所掌する現金の出納事務については、毎年3月31日現在及び収入取扱員に異動があつた場合において、検査員を定めて検査をしなければならないが、これを行っていなかった。 (農政部)</p>	<p>収入取扱員の所掌する現金の出納事務に係る検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 歳入歳出外現金等取扱員の所掌する現金等の出納事務については、毎年3月31日において、検査員を定めて、部内検査を行わなければならないが、これを行っていないものがあつた。 (十勝総合振興局)</p>	<p>歳入歳出外現金等取扱員の所掌する現金等の出納事務に係る検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 収入証紙の部内検査については、部局長は、毎年3月31日において、検査員を定めて、その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査しなければならないが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあつた。 (空知総合振興局)</p>	<p>部局長の所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況の検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p><b>ウ 債権・基金</b></p>	
<p>《指導事項》</p>	

自動販売機設置に係る建物貸付収入債権については、債権管理簿を備え、必要な事項を記録しておくとともに、毎会計年度終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていないものがあった。  
(網走高等看護学院)

債権現在高報告書の総務部長への提出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

## 5 公用車による交通事故等が発生しているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置																																																												
(1) 公用車による交通事故																																																													
<p>《指摘事項》賠償金、修繕費用等が、1件100万円以上の支出があるもの  《指導事項》賠償金、修繕費用等が、1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）</p>																																																													
<p>《指摘事項》  公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、122件、3,659万9,254円の支出等があった。  なお、全損により、1台の廃車があった。  (警察本部)</p> <p>注1 各方面本部及び警察署を含む。  注2 1件100万円以上の交通事故のほか、1件10万円以上の交通事故に係る件数及び金額を含む。</p>	<p>公用車の交通事故防止については、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の安全確認の徹底、運転技術の向上、事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。</p>																																																												
<p>《指導事項》  公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、計13部局で、39件、926万1,487円の支出等があった。  なお、全損により、3台の廃車があった。</p> <p>【賠償金、修繕費用等の合計】 (単位：件、円、台)</p> <table border="1" data-bbox="233 1384 844 1951"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>全 損 に よる 廃 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>空知総合振興局</td><td>6</td><td>1,446,636</td><td></td></tr> <tr><td>石狩振興局</td><td>1</td><td>282,200</td><td></td></tr> <tr><td>後志総合振興局</td><td>3</td><td>733,109</td><td>1</td></tr> <tr><td>胆振総合振興局</td><td>8</td><td>1,679,329</td><td>1</td></tr> <tr><td>日高振興局</td><td>1</td><td>157,302</td><td></td></tr> <tr><td>渡島総合振興局</td><td>3</td><td>613,129</td><td></td></tr> <tr><td>檜山振興局</td><td>1</td><td>387,752</td><td></td></tr> <tr><td>上川総合振興局</td><td>2</td><td>396,837</td><td>1</td></tr> <tr><td>宗谷総合振興局</td><td>1</td><td>245,289</td><td></td></tr> <tr><td>オホーツク総合振興局</td><td>9</td><td>2,413,174</td><td></td></tr> <tr><td>十勝総合振興局</td><td>1</td><td>149,965</td><td></td></tr> <tr><td>釧路総合振興局</td><td>2</td><td>383,765</td><td></td></tr> <tr><td>根室振興局</td><td>1</td><td>373,000</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>39</td><td>9,261,487</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	全 損 に よる 廃 車	空知総合振興局	6	1,446,636		石狩振興局	1	282,200		後志総合振興局	3	733,109	1	胆振総合振興局	8	1,679,329	1	日高振興局	1	157,302		渡島総合振興局	3	613,129		檜山振興局	1	387,752		上川総合振興局	2	396,837	1	宗谷総合振興局	1	245,289		オホーツク総合振興局	9	2,413,174		十勝総合振興局	1	149,965		釧路総合振興局	2	383,765		根室振興局	1	373,000		計	39	9,261,487	3	<p>公用車による交通事故の対策については、これまで交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達や全道振興局総務課長会議において、交通事故の注意喚起を行うとともに、毎月全道公用車の「交通事故速報」を各職場に周知し啓発を行っているほか平成27年（2015年）12月からは自動車保険契約の契約業者が全道14振興局へ赴き、安全運転研修会を実施するなど、安全運転意識の高揚を図っているところです。</p> <p>また、事故を起こした職員に対して、その責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促し、交通事故防止について職場ぐるみでの取組を強化しています。</p> <p>引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。</p>
部 局 名	件数	金 額	全 損 に よる 廃 車																																																										
空知総合振興局	6	1,446,636																																																											
石狩振興局	1	282,200																																																											
後志総合振興局	3	733,109	1																																																										
胆振総合振興局	8	1,679,329	1																																																										
日高振興局	1	157,302																																																											
渡島総合振興局	3	613,129																																																											
檜山振興局	1	387,752																																																											
上川総合振興局	2	396,837	1																																																										
宗谷総合振興局	1	245,289																																																											
オホーツク総合振興局	9	2,413,174																																																											
十勝総合振興局	1	149,965																																																											
釧路総合振興局	2	383,765																																																											
根室振興局	1	373,000																																																											
計	39	9,261,487	3																																																										
<p>《指導事項》  公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、計2部局で、2件、37万1,699円の支出があった。</p>	<p>公用車による交通事故の対策については、管理職員から職員に対して交通違反・事故防止のための注意喚起や職場研修</p>																																																												



【修繕費用の合計】(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額
胆 振 教 育 局	1	111,337
渡 島 教 育 局	1	260,362
計	2	371,699

の実施に取り組んでいるところです。

今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。

(2) 行政事故

《指導事項》賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの

職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、1件、45万2,164円の支出があった。  
(日高振興局)

庁舎敷地内での作業に当たっては、事前に関係者に周知し、所属内でのチェック体制を強化するとともに、実施前に作業箇所付近の状況を確認し、行政事故の再発防止に努めます。

職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、2件、28万8,905円の支出があった。  
(警察本部)

職務執行中における行政事故防止に当たっては、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。

(3) 管理瑕疵

《指導事項》賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの

施設等の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、計2部局で、3件、55万9,863円の支出があった。

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額
総 務 部	2	431,719
水 産 林 務 部	1	128,144
計	3	559,863

施設の管理瑕疵による事故防止に当たっては、関係機関等との連携や不具合箇所の早期発見・早期補修を行うなど、同様の事故が発生しないよう維持管理の徹底に努めます。

施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、31万1,277円の支出があった。  
(石狩教育局)

空き公宅の管理に当たっては、退去時点検や漏水対策を実施するなど維持管理を徹底し、再発防止に努めます。

施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、2件、38万84円の支出があった。  
(警察本部)

施設の管理瑕疵による事故防止については、天候や積雪状況などを踏まえた確実な点検を実施するとともに、早期の状況把握や予防措置を徹底し、事故の防止に努めます。

(4) その他の事故等

《指摘事項》賠償金が、1件100万円以上の支出があるもの  
《指導事項》賠償金等が、1件10万円以上の支出があるもの

《指摘事項》  
道立学校における清掃作業中に、負傷事故が

職員の負傷事故防止に当たっては、機会あるごとに注意喚起を行い、再発防止

<p>発生し、賠償金として、1件、454万2,110円の支出があった。 (オホーツク教育局)</p>	<p>に努めます。</p>
<p>《指導事項》 道営住宅に設置した高齢者生活相談所に係る電気料金については、地元市町村が負担することとされているが、当該相談所の設置時に道が電気メーターを設置しなかったことに起因して、当該相談所が所在する自治会が支払っていたことから、この電気料金相当額に対する利息相当分を賠償金として支出しているものが、1件、31万7,936円あった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>道営住宅の高齢者生活相談所に係る電気メーターの設置に当たっては、適切な設計となるよう関係機関等と連携を図り、設計及び工事完成時の確認を十分に行うなど、再発防止に努めます。</p>
<p>《指導事項》 実習船による海難事故が発生し、離礁作業費用等として、1件、35万7,534円の支出があった。 (渡島教育局)</p>	<p>実習船による海難事故の防止に当たっては、安全確認の徹底や技能研修等を実施して職員の危機管理意識の高揚を図り、再発防止に努めます。</p>

## 6 公有財産の損傷等が発生しているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置																																																				
(1) 火災が発生し、復旧費用を支出しているもの																																																					
<p>《指摘事項》 職員住宅で火災が発生し、復旧費用として、1件、1,198万8,000円の支出があった。 (警察本部)</p>	<p>火災事故防止については、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の防火意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。</p>																																																				
(2) 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの																																																					
<p>《指摘事項》修繕費用等として、合計額が5万円以上の支出があるもの 《指導事項》修繕費用として、合計額が5,000円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）</p>																																																					
<p>《指摘事項》 物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計12部局で、29件、250万7,066円の支出があった。 (単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="212 1666 863 2121"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>損 傷 物 品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 務 部</td> <td>1</td> <td>87,048</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>経 済 部</td> <td>2</td> <td>104,220</td> <td>公用車及びパーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>3</td> <td>300,099</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>後志総合振興局</td> <td>2</td> <td>186,127</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局</td> <td>2</td> <td>153,021</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局</td> <td>1</td> <td>96,765</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>4</td> <td>114,880</td> <td>公用車及びパーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>留萌振興局</td> <td>1</td> <td>72,360</td> <td>デジタル一眼レフカメラ</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td>3</td> <td>127,018</td> <td>公用車及びパーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>2</td> <td>531,748</td> <td>公用車及びスノーモビル</td> </tr> <tr> <td>十勝総合振興局</td> <td>5</td> <td>566,143</td> <td>公用車及びパーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>根室振興局</td> <td>3</td> <td>167,637</td> <td>公用車及びパーソナルコンピュータ</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品	総 務 部	1	87,048	パーソナルコンピュータ	経 済 部	2	104,220	公用車及びパーソナルコンピュータ	空知総合振興局	3	300,099	公用車	後志総合振興局	2	186,127	公用車	胆振総合振興局	2	153,021	公用車	檜山振興局	1	96,765	公用車	上川総合振興局	4	114,880	公用車及びパーソナルコンピュータ	留萌振興局	1	72,360	デジタル一眼レフカメラ	宗谷総合振興局	3	127,018	公用車及びパーソナルコンピュータ	オホーツク総合振興局	2	531,748	公用車及びスノーモビル	十勝総合振興局	5	566,143	公用車及びパーソナルコンピュータ	根室振興局	3	167,637	公用車及びパーソナルコンピュータ	<p>物品の管理及び使用に当たっては、損傷が発生することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。</p>
部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品																																																		
総 務 部	1	87,048	パーソナルコンピュータ																																																		
経 済 部	2	104,220	公用車及びパーソナルコンピュータ																																																		
空知総合振興局	3	300,099	公用車																																																		
後志総合振興局	2	186,127	公用車																																																		
胆振総合振興局	2	153,021	公用車																																																		
檜山振興局	1	96,765	公用車																																																		
上川総合振興局	4	114,880	公用車及びパーソナルコンピュータ																																																		
留萌振興局	1	72,360	デジタル一眼レフカメラ																																																		
宗谷総合振興局	3	127,018	公用車及びパーソナルコンピュータ																																																		
オホーツク総合振興局	2	531,748	公用車及びスノーモビル																																																		
十勝総合振興局	5	566,143	公用車及びパーソナルコンピュータ																																																		
根室振興局	3	167,637	公用車及びパーソナルコンピュータ																																																		

計	29	2,507,066
---	----	-----------

《指導事項》

公用車の損傷が発生し、修繕費用として、1件、9,471円の支出があった。  
(北方領土対策根室地域本部)

《指摘事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用として、計2部局で、2件、39万4,632円の支出があった。  
(単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品
教育庁	1	64,800	パーソナルコンピュータ
雨竜高等養護学校	1	329,832	コンクリートプラント
計	2	394,632	

物品の管理及び使用に当たっては、損傷が発生することのないよう、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。

《指摘事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用として、計9部局で、18件、201万5,375円の支出があった。  
(単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品
警察本部	2	98,984	公用車及び楽器
旭川方面本部	3	322,109	公用車
釧路方面本部	2	588,600	IC運転免許証両面コピー装置
北見方面本部	1	138,358	公用車
中央警察署	3	206,398	公用車
北警察署	4	352,576	公用車及び可搬式速度測定装置
手稲警察署	1	130,723	公用車
釧路警察署	1	86,745	公用車
北見警察署	1	90,882	公用車
計	18	2,015,375	

物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。

《指導事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用として、計3部局で、3件、9万2,028円の支出があった。  
(単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品
栗山警察署	1	34,560	パーソナルコンピュータ
名寄警察署	1	23,058	公用車
根室警察署	1	34,410	公用車
計	3	92,028	

(3) 物品の亡失

《指摘事項》

ア 物品の亡失が発生した部局が、5部局あった。

部局名	亡失物品
環境生活部	ICカード乗車券
建設部	共通乗車券
胆振総合振興局	ETCカード
オホーツク総合振興局	キーケースの鍵
東京事務所	ICカード乗車券

物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。

イ 物品の亡失が発生した部局が、2部局

物品の管理に当たっては、紛失や盗難

あった。	に遭うことがないよう、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。						
<table border="1"> <tr> <td>部 局 名</td> <td>亡 失 物 品</td> </tr> <tr> <td>枝 幸 高 等 学 校</td> <td>校舎マスターキー及び電子キー</td> </tr> <tr> <td>置 戸 高 等 学 校</td> <td>電子キー及び事務室入口扉鍵</td> </tr> </table>	部 局 名	亡 失 物 品	枝 幸 高 等 学 校	校舎マスターキー及び電子キー	置 戸 高 等 学 校	電子キー及び事務室入口扉鍵	
部 局 名	亡 失 物 品						
枝 幸 高 等 学 校	校舎マスターキー及び電子キー						
置 戸 高 等 学 校	電子キー及び事務室入口扉鍵						
ウ USBメモリーの亡失があった。 (栗山警察署)	物品の使用に当たっては、亡失することがないよう、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。						

## 7 その他是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<b>経営に係る事業の管理</b>	
<b>《指摘事項》</b>	
<p>ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年(2011年)に策定した北海道競馬推進プランによるインターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組、平成28年(2016年)3月に策定した第2期北海道競馬推進プランに基づく、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、さらなる発売拡大の取組などにより、平成29年度(2017年度)の単年度収支が10億318万円となり、平成25年度(2013年度)から5年連続で単年度収支が黒字となっている。</p> <p>今年度においても、単年度収支の黒字拡大に伴い、一般会計からの借入金に対する償還を行っているが、累計の借入金は237億8,937万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の維持に向けて、引き続き経営改善を図る必要がある。 (農政部)</p>	<p>平成30年度(2018年度)は、「第2期北海道競馬推進プラン」を着実に推進し、安定した収支構造の確立に向け、魅力ある番組づくりやレース情報の提供の充実等により、発売拡大を図るとともに、JRAとの相互発売の効果的な実施により、引き続き収益確保に努めます。</p> <p>平成30年度(2018年度)においては、次のような取組を行いました。</p> <p>[魅力ある番組づくり]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本賞金・出走手当の引き上げ、特に2歳馬競走を充実</li> <li>○ヤングジョッキーズシリーズトライアルの実施</li> </ul> <p>[発売対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国スポーツ紙への出稿などレース情報の積極的な発信</li> <li>○ホームページをリニューアルするなど情報発信強化</li> <li>○A i b a イベントの実施や広報媒体活用の拡大など道内発売対策の充実</li> </ul>

【公営企業会計】

1 経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<b>経営に係る事業の管理</b>	
<b>《指摘事項》</b>	
<p>(1) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1億9,985万1,299円と7年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は86億3,792万623円と、なお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度（2015年度）から取り組んでいる経営健全化計画の収支目標にある、毎年度における純利益の計上と未処理欠損金の低減等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。（企業局）</p>	<p>工業用水道事業においては、更なる経営基盤の強化に向け、「北海道工業用水道事業経営健全化計画」（平成27年度（2015年度）～31年度（2019年度））を策定し、経営改善に取り組んでいます。</p> <p>特に、石狩湾新港地域工業用水道の需要の拡大が喫緊の課題であることから、庁内の企業誘致部局等との「需要開拓促進連絡会議」において情報共有を密に図るほか、配水管路沿線企業等への営業、施設見学会の開催、企業誘致イベントへの出展など契約水量の増加を図るための取組を行っています。</p> <p>このほか、需要開拓と道民理解促進を目的に、道営工業用水道のフェイスブック、ブログ等による情報発信も行っています。</p> <p>今後も、外部有識者による「経営懇談会」からの意見を参考に、需要拡大や支出抑制による純利益の計上や未処理欠損金の低減等に取り組み、「北海道工業用水道事業経営健全化計画」の着実な達成に向け、引き続き経営の改善に努めます。</p>
<p>(2) 病院事業の経営について、当年度は純損失が4億5,377万2,462円となり、累積欠損金は527億8,803万9,982円に増加し依然として多額であることなど、病院事業の経営は極めて厳しい状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。（道立病院局）</p>	<p>病院事業の経営については、依然として多額の累積欠損金を抱えるなど、厳しい経営状況にあると認識しております。</p> <p>このため、平成29年（2017年）3月に「北海道病院事業改革推進プラン」を策定し、最重要課題である医師をはじめとする医療従事者の確保に重点的に取り組んでいます。</p> <p>また、平成29年（2017年）4月からは、経営の自由度を高めるため、地方公営企業法の全部を適用し、機動的・効率的な組織編成・人員配置など様々な取組を進めています。</p> <p>今後とも、地域で必要とされる医療の提供に引き続き努めながら、新たな改革プランを着実に推進するとともに、全部適用のメリットを十分に活用し、病院事業の経営改善に取り組めます。</p>

## 2 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
(1) 収入に係る事項	
《指導事項》	
<p>ア 過年度医業未収金において、督促状の指定期限を過ぎて完納に至らない場合は、催告等を行うこととされているが、1年以上これらを行っていないものがあった。</p> <p>また、督促状の指定期限又は最終の一部納付日の翌日から起算して3年経過した場合は、期限付きの催告状を送付し、時効の援用の申出があった場合などに、不納欠損処理を行うこととされているが、これらを行っていないものがあった。(向陽ヶ丘病院)</p>	<p>過年度医業未収金に係る催告等や、不納欠損処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、時効の援用の申出がないものなどについては、必要な調査等を取り進め、未収金の解消に努めます。</p>
<p>イ 医業未収金の徴収において、納入義務者が督促状の指定期限までに滞納金を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数等に応じて計算した延滞金を徴収することとされ、当該延滞金を納付させるときは、納入義務者に対して納付書を送付しなければならないが、これを行っていないものがあった。(子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>医業未収金の徴収に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ 修繕費用を請求するときは、調定を行い、直ちに納入通知書を作成して納入義務者に送付しなければならないが、これらを行っていないものがあった。(緑ヶ丘病院)</p>	<p>調定及び納入通知書の送付に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、未調定分については、調定を行い、納入通知書を納入義務者に送付しました。</p>
(2) 支出に係る事項	
《指導事項》	
<p>前渡資金による私費立替金の支払において、立替払を行った職員から請求書の提出があったが、長期間支払手続を行わなかったことから、年度内に支払っていないものが、1件、2万7,215円あった。(道立病院局)</p>	<p>私費立替金の支払に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、未払分については、支払の処理を行いました。</p>
(3) 契約に係る事項	
ア 工事契約	
《指導事項》	
<p>工事請負契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととされているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。(江差病院)</p>	<p>工事請負契約における履行確認検査に当たっては、指定された検査員が検査を行うなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

## イ 委託契約

### 《指摘事項》

業務委託契約に係る予定価格の積算において、直接物品費等の算定を誤ったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、15万7,680円あった。  
また、予定価格が過大となっているものが、上記を含め、2件、208万6,560円あった。  
(緑ヶ丘病院)

業務委託契約に係る予定価格の積算に当たっては、積算内容を十分確認し、業務の実態に適合した直接物品費等を用いるなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

### 《指導事項》

(7) 委託契約及び物品購入契約において、一般競争入札に付した場合は、契約の名称、入札者名、入札結果等を、また、物品購入契約において、1件の金額が160万円を超える随意契約を締結したときは、随意契約結果並びに入札参加者指名選考委員会における指名選考過程及びその理由、議決の状況等を、原則として、ホームページにより公表することとされているが、これらの公表を行っていないものがあつた。  
(江差病院)

入札結果等の公表に当たっては、関係法令等に基づく公表すべき内容を関係職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。  
なお、未公表となっていた入札結果等については、公表を行いました。

(4) 委託契約において、1件の予定価格が100万円を超える随意契約を行う場合は、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあつた。  
(向陽ヶ丘病院)

委託契約に係る随意契約を行うに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(5) 委託契約書等に係る解除請求権を定める条項について、誤って記載しているものがあつた。  
なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。  
(企業局)

委託契約書等の作成に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、記載事項について関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。

## ウ その他の契約

### 《指導事項》

(7) 物品購入契約において、1件の予定価格が160万円を超える随意契約を行う場合は、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあつた。  
また、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあつた。  
(江差病院)

物品購入契約に係る随意契約を行うに当たっては、関係法令等を遵守し、必要な手続を確認するなど、適正な事務処理に努めます。  
また、予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(4) 物品購入契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格及び入札書比較価格を誤って記載しているものがあつた。  
(緑ヶ丘病院)

物品購入契約に係る予定価格調書の作成に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

<p>(ウ) 物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、当該物品の種類及び数量について、検査を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。 (向陽ヶ丘病院)</p>	<p>物品の賃貸借契約に係る検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 財産に係る事項</p>	
<p>《指摘事項》</p>	
<p>事業資産の使用許可に伴う使用料について、使用許可を行った売店の利用対象者が限られる等の理由により、その営業環境を勘案する必要があるときは、算定した使用料の額を免除することができるなどとされているが、これに該当しないにもかかわらず、免除しているものが、1件、15万6,273円あった。 (緑ヶ丘病院)</p>	<p>事業資産の使用許可に伴う使用料の免除に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p>	
<p>事業資産の使用許可に係る使用料について、消費税等の率を誤って適用したことから、徴収額が過少となっているものが、2件、1万4,719円あった。 (北見病院)</p>	<p>事業資産の使用許可に係る使用料の算定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 会計経理に係る事項</p>	
<p>《指摘事項》</p>	
<p>ア 費用を医療部門と療育部門に区分して経理する必要がある場合は、医療部門に係る費用は医業費用に、療育部門に係る費用は医業外費用に計上し、両部門のどちらか明確に区分できない場合にあつては、当該費用を按分し計上することなどとされているが、計上の方法を誤っているものが、3件、19万5,880円あった。 (道立病院局)</p>	<p>費用の区分に当たっては、医療部門と療育部門に区別できる経費について、部門ごとに経理するとともに、明確に区分できない場合にあつては適切に按分するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 病院事業に関する取引については、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならないが、諸負担金に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて、課税取引とすべきものを不課税取引として経理しているものが、5件、5万1,346円あった。 (江差病院)</p>	<p>病院事業に関する取引に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、伝票決裁の際の審査において再確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p>	
<p>貯蔵品については、毎事業年度末に実地棚卸を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。 また、貯蔵品については、購入後直ちに使用する予定で、管理者が指定する棚卸資産を購入した場合は、費用として経理することができることとなっているが、これに該当しないものを</p>	<p>貯蔵品の実地棚卸や費用経理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、貯蔵品のうち薬品については、平成29年度(2017年度)末より実地棚卸を行っています。</p>



購入時に費用としているものがあつた。  
(向陽ヶ丘病院)

### 3 公用車による交通事故等が発生しているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
公用車による交通事故	
《指導事項》	
公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、10万2,930円の支出があつた。 (企業局)	公用車による交通事故防止については、職員に対し交通事故防止に努めるよう周知するとともに、交通安全研修や公用車安全運転講習などを通じて職員の交通安全に対する意識及び技術の向上を図り、交通事故の防止に努めます。